

## 岡垣町地域男女共同参画推進事業補助要綱

平成22年 9 月14日

岡垣町要綱第24号

### (目的)

第1条 この要綱は、町民及び団体による地域での自主的な男女共同参画推進活動に対し、岡垣町男女共同参画～ともに支えあい、ともに輝く～まちづくり条例（平成16年岡垣町条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項に基づき補助をすることにより、男女共同参画社会の形成を推進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「推進事業」とは、推進団体事業補助、推進団体器材貸与事業及び個人研修補助をいう。

2 この要綱において「条例理念」とは、条例第3条各号に規定する基本理念をいう。

3 この要綱において「推進団体」とは、町内で活動する条例理念の実現を目的に組織された自主的な団体で、次の各号のいずれにも該当する団体をいう。

(1) 民間の非営利団体であること(法人格の有無やサークルなど形態は問わない。)

(2) 男女共同参画社会の形成を目的に活動する団体としての意思を有し、かつ、継続できる組織を有する団体であること。

(3) 5人以上の構成員を有する団体であり、かつ、構成員のうち3分の2以上が町内在住又は在勤であること。

(4) 宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。

(5) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体でないこと。

### (推進団体事業補助)

第3条 条例理念の実現に向け推進団体が行う自主的に町内で実施する学習会、研究会、講演会、会議、交流会、啓発その他の活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、町長が特に必要と認めた場合を除き、他の補助制度により補助金等を受けた事業は、補助金を交付しない。

### (推進団体器材貸与事業)

第4条 推進団体が前条の活動を実施する上で必要な器材、備品その他のもので町長が認めたものを無償貸与する。

### (個人研修補助)

第5条 町内に在住する個人で、男女共同参画社会の形成を町内で推進する活動を行っている者又は活動が見込まれる者が、福岡県内の男女共同参画センター、女性センターその他の施設で行われる地方公共団体又はそれに類する団体が主催又は共催する男女共同参画社会の形成に向けた研修会又は講演会に参加する場合の交通費を補助する。

(補助金額等)

第6条 第3条の補助限度額は、事業実費相当額以内で1事業につき50,000円、1団体につき年2回を限度とする。ただし、その他町長が特に必要があると認めたときはこの限りでない。

2 前項の事業実費に含める経費は、講師謝金、講師の交通費、施設使用料、通信運搬費、印刷出版費、消耗品費、物品等購入費その他の町長が認めたものをいう。

3 第5条に基づく補助は、研修に要した往復の交通費に相当する額とし、年3回を限度とする。

4 前項の額の算定に当たっては、JR海老津駅から研修会場までの最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法による公共の交通機関(タクシー、ハイヤーは除く。)を利用した運賃等の額によるものとする。

(交付申請、決定及び報告)

第7条 第3条から第5条までの補助又は器材の貸与を受けようとする者は、申請書(様式第1号)を、原則として実施日の1ヶ月前までに町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された申請書に基づき、適当と認められる場合には、決定通知書(様式第2号)により通知するとともに補助金を交付し、又は器材を貸与するものとする。

3 補助を受けた者は、推進事業の終了後、速やかに報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助の取消し)

第8条 町長は、補助を受けた推進事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助を取り消し、補助した金額の全部を返還させることができる。

- (1) 推進事業が中止になったとき。
- (2) 参加する予定の研修に参加しなかったとき。
- (3) 申請者が不正に補助の申請をしたとき。
- (4) 実施内容が申請内容と異なっているとき。
- (5) 報告書の提出がなかったとき。

(暴力団等の排除)

第9条 この要綱は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にある団体又は個人である場合は対象としない。

2 第7条第2項に規定する交付決定後に前項の内容が判明した場合は、第8条の補助の取り消しを行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。  
様式 省略